高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第11号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年５月１日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

中央道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に定める指定インターチェンジ(以下、「ＩＣ」という。)１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和８年５月７日から令和８年９月11日まで。

⑷　対象ＩＣ

(ｲ)　土岐ジャンクション～多治見ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　中津川ＩＣから土岐ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと品野ＩＣから美濃加茂ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　多治見ＩＣから小牧ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ
中央自動車道西宮線　中津川ＩＣから土岐ＩＣまでの各ＩＣ	東海環状自動車道　せと品野ＩＣから美濃加茂ＩＣまでの各ＩＣ

(ﾛ)　神坂スマートＩＣ～恵那ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから中津川ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　恵那ＩＣから小牧ＩＣまでの各ＩＣ 第一東海自動車道　名古屋ＩＣから春日井ＩＣまでの各ＩＣ 東海環状自動車道　せと品野ＩＣから美濃加茂ＩＣまでの各ＩＣ

(ﾊ)　神坂スマートＩＣ～飯田山本ＩＣ間車線規制

指定ＩＣ１	指定ＩＣ２
中央自動車道西宮線　園原ＩＣから恵那ＩＣまでの各ＩＣ	中央自動車道西宮線　諏訪南ＩＣから飯田山本ＩＣまでの各ＩＣ 中央自動車道長野線　岡谷ＩＣから松本ＩＣまでの各ＩＣ

⑸　割引相互間の適用関係

１）深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。)との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

２）新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和８年５月５日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年５月１日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和８年４月26日」を「令和８年５月５日」に改める。

２　別添２中

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

東神奈川（ＥＴＣ、下りに限る。）

」を

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線

東神奈川（ＥＴＣ）

」に改める。